

●香川県告示第132号

昭和55年香川県告示第265号（緑化推進地域の指定（多度津町東、西港町））等の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。
平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 昭和55年香川県告示第265号（緑化推進地域の指定（多度津町東、西港町））の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び多度津町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部自然保護課及び多度津町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

- 2 昭和55年香川県告示第267号（緑化推進地域の指定（仁尾浜））の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>三豊市仁尾町</u></p> <p>2 区域 <u>三豊市仁尾町仁尾字北の一部</u></p> <p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県三豊郡仁尾町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県三豊郡仁尾町大字仁尾字北の一部</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部自然保護課及び仁尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

- 3 昭和55年香川県告示第828号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>小豆郡小豆島町</u></p> <p>2 区域 <u>小豆郡小豆島町草壁本町字下川西の一部、同馬木字宮山の一部</u></p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県小豆郡内海町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県小豆郡内海町草壁本町字下川西の一部、同苗羽字宮山の一部</u></p>

<p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部自然保護課及び内海町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
---	--

4 昭和56年香川県告示第1055号（緑化推進地域の指定（庵治港臨海部））の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>高松市庵治町</u></p> <p>2 区域 <u>高松市庵治町字浜の一部及び同字新開の一部</u></p> <p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県木田郡庵治町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県木田郡庵治町字浜の一部及び同字新開の一部</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部自然保護課及び庵治町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

5 昭和58年香川県告示第271号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び坂出市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び坂出市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>

6 昭和59年香川県告示第775号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>小豆郡小豆島町</u></p> <p>2 区域</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県小豆郡池田町</u></p> <p>2 区域</p>

<p>3 <u>小豆郡小豆島町室生字西山</u></p> <p>3 区域図 略 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>3 <u>香川県小豆郡池田町大字室生字西山</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境保健部環境自然保護課及び池田町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>
---	--

7 昭和60年香川県告示第843号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>さぬき市</u></p> <p>2 区域 <u>さぬき市小田字松ヶ谷</u></p> <p>3 区域図 略 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県大川郡志度町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県大川郡志度町大字小田字松ヶ谷</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境保健部環境自然保護課及び志度町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>

8 昭和62年香川県告示第189号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>さぬき市大川町</u></p> <p>2 区域 <u>さぬき市大川町富田中字三ツ石及び同字奥弥勒</u></p> <p>3 区域図 略 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県大川郡大川町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県大川郡大川町富田中字三ツ石及び同字奥弥勒</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 (「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境保健部環境自然保護課及び大川町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。)</p>

9 昭和63年香川県告示第164号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>三豊市詫間町</u></p> <p>2 区域 <u>三豊市詫間町詫間字松下</u></p> <p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び<u>三豊市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県三豊郡詫間町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県三豊郡詫間町大字詫間字松下</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び<u>詫間町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>

10 平成元年香川県告示第173号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>三豊市高瀬町</u></p> <p>2 区域 <u>三豊市高瀬町上高瀬字原の一部及び字北原の一部</u></p> <p>3 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び<u>三豊市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域の所在地 <u>香川県三豊郡高瀬町</u></p> <p>2 区域 <u>香川県三豊郡高瀬町大字上高瀬字原の一部及び字北原の一部</u></p> <p>3 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び<u>高瀬町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>

11 平成2年香川県告示第102号の2（香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の規定による緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び<u>三木町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び<u>三木町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>

12 平成2年香川県告示第748号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 <u>三豊市財田町財田上字財田</u>の一部 <u>三豊市財田町財田中字宮尾</u>の一部</p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域 <u>三豊郡財田町財田上字財田</u>の一部 <u>三豊郡財田町財田中字宮尾</u>の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び財田町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

13 平成4年香川県告示第177号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び土庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び土庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

14 平成4年香川県告示第770号（香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の規定による緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域の所在地 <u>高松市国分寺町橘</u>の一部 <u>高松市国分寺町字火ノ山</u>の一部</p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域の所在地 <u>綾歌郡国分寺町橘</u>の一部 <u>綾歌郡国分寺町字火ノ山</u>の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び国分寺町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>

15 平成5年香川県告示第997号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 <u>東かがわ市水主</u>の一部 <u>東かがわ市中筋</u>の一部 <u>東かがわ市西村</u>の一部</p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域 <u>大川郡大内町水主</u>の一部 <u>大川郡大内町中筋</u>の一部 <u>大川郡大内町西村</u>の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境保健部環境自然保護課及び大内町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>

16 平成7年香川県告示第245号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 <u>東かがわ市引田字迹田</u>の一部 <u>東かがわ市引田字椈谷</u>の一部</p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市役所</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 区域 <u>大川郡引田町引田字迹田</u>の一部 <u>大川郡引田町引田字椈谷</u>の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境保健部環境自然保護課及び引田町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。）</p>

17 平成7年香川県告示第246号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 <u>観音寺市豊浜町高須賀</u>の一部</p> <p>2 区域図 略</p>	<p>1 区域 <u>三豊郡豊浜町高須賀</u>の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。</p>

（「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び観音寺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「別図」は、省略し、その図面を香川県環境保健部環境自然保護課及び豊浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18 平成10年香川県告示第663号（緑化促進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 <u>高松市香南町横井字御権堂の一部</u> <u>高松市香南町横井字尾池原の一部</u></p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び高松市役所</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>	<p>1 区域 <u>香川郡香南町大字横井字御権堂の一部</u> <u>香川郡香南町大字横井字尾池原の一部</u></p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県生活環境部環境局環境・土地政策課及び香南町役場</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>

19 平成12年香川県告示第137号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び琴平町役場</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>	<p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県生活環境部環境局環境・土地政策課及び琴平町役場</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>

20 平成14年香川県告示第218号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 区域 略 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県環境森林部みどり保全課及び善通寺市役所</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>	<p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を<u>香川県生活環境部環境局環境・土地政策課及び善通寺市役所</u>に備え置いて閲覧に供する。）</p>

21 平成14年香川県告示第220号（緑化推進地域の指定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 区域 東かがわ市松崎、落合、水主の一部</p> <p>2 区域図 略 （「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市役所に備え置いて閲覧に供する。）</p>	<p>1 区域 大川郡大内町松崎、落合、水主の一部</p> <p>2 区域図 別図のとおりとする。 （「別図」は、省略し、その図面を香川県生活環境部環境局環境・土地政策課及び大内町役場に備え置いて閲覧に供する。）</p>